

第1条 本会は泉大津市立小津中学校P T Aとよぶ。

第2条 本会の目的

1. 保護者と教職員が密接に連携して、生徒が校内外で健やかに成長し、よりよく教育されるように努力する。
2. 会員相互の親睦を図るとともに民主的教養を高める。

第3条 本会の方針

1. 本会は会員全体の意見に従って行動し、いずれの宗教、政党及び思想にもかたよらない。
2. 本会は生徒の幸せの為に働く社会団体あるいは会等と力を合わせる。
3. 本会は学校のことについて意見をかわし、教育をたすけるが校長、教頭及び教員の人事には立ち入らない。

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 生徒の学問、技術ならびに理想を高めるのに必要なこと
2. 生徒の病気を防ぎ身体をよくするのに必要なこと
3. 会員相互の親しみを深め、教養を高めるに必要なこと
4. 教職員等の研究修養をたすけること
5. 教育上必要な連絡あるいは相談や研究をすること
6. 教育上必要な学校の設備を整えること

第5条 本会の会員

1. 学校に在籍する生徒の保護者
2. 学校に在職する校長、教頭及び教職員

第6条 本会の委員の選任方法

1. 委員は保護者を代表する。
2. 本校生徒の保護者の互選により選出された者を委員候補者とする。
3. 委員候補者は各学年より計10名程度を選出する。
4. 委員候補者への立候補は正規の手続きに基づく場合に認める。
5. 委員候補者は電子媒体等を用いた方法で会員の承認を得て委員に選任される。
6. 委員の任期は1年とし、規約第6条.2の互選の対象には今後ならない。ただし上記の選任方法と基づく再任は認める。

第7条 委員の役職と選任方法

委員長	1名
副委員長	2名
会計	1名
会計監査委員	2名

1. 委員の役職は規約第6条で選出された委員候補者の中から話し合いで決め、電子媒体等を用いた方法で会員の承認を得る。
2. 任期は1年とする。ただし上記の選任方法に基づく再任は認める。
3. 役職は原則兼務できない。ただし任期途中で欠員が生じた場合、委員長がその職を兼務できる。

## 第8条 総会

1. 定期総会は年度のなるべく早い時期に開き、事業報告、決算報告、新年度の事業計画、会計予算等を議事とする。
2. 臨時総会は委員若しくは全会員の4分の1以上の要求がある時に開く。
3. 総会は全会員の2分の1以上の出席及び委任で成立し、議事は出席者の過半数で決する。
4. 感染症や災害等で総会を開くことができない場合は、電子媒体等を用いて議事を決する。
5. 電子媒体等を用いて議事を決する場合は、投票の過半数で決する。

第9条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

## 付 則

第1条 本会の会費は一律月額230円とし、4月と3月を除いて毎月納める。

第2条 本会の書記は担当教員が行い、総会及び実行委員会の議事録の作成並びにその他の活動に関する重要事項を記録する。

## 第3条 委員の役職の任務

### 委員長

- ・会務を司り外部に対して会を代表する。

### 副委員長

- ・委員長を補佐し、委員長が不在の時はその職を代行する。
- ・外部の会に参加する。

### 会計

- ・すべての収入、支出の記録と領収書を教頭と共に保管し、会計簿はいつでも会員の閲覧に備える。
- ・定期総会で決算報告し承認を得る。

### 会計監査委員

- ・年1回以上の会計監査を行う。

第4条 本会に実行委員会を設ける。

1. 委員、校長、教頭、担当教員をもって構成する。
2. 事業の立案や連絡、承認と総会に提出する議案、報告等、会の総合的な事務、事業について協議し、委員長が必要と認めた時に開催する。

第5条 事業は委員と会員が協力して行う。事業の内容により新たな役職（企画、施設、保体、研修、育成、広報等）を設ける場合は、実行委員会の承認を得る。

第6条 学級別、地区別の会合は会員によって随時開くことができる。

第7条 校長、教頭は学校管理ならびに教育上、各委員会に出席して意見を述べることができる。

第8条 本会に相談役（前年度委員長）を置く。

第9条 慶弔規定は別途小津中学校PTA慶弔規定に定める。

第10条 この規約及び付則は全会員の2分の1以上の出席及び委任で成立した総会で、出席者の過半数が賛成した時、改定することができる。ただし予め、改定案を全会員に通知しなければならない。

令和4年3月改定